

# 観光産業共通プラットフォーム

2023年7月20日策定

2023年8月22日改定

## 業務マニュアル (運用ルール)

## インシデントの種類

以下のインシデント発生の際に、宿泊施設へ被害状況を確認する発報基準、ルールを示す。

No.	種類
1	地震
2	津波
3	台風・大雨・雪害
4	火山
5	その他 (観光庁・JATAが状況確認必要と判断したもの)

# 1 地震

## 1) 発報基準

- ① 基準情報 : **気象庁発表「地震情報」**  
<https://www.data.jma.go.jp/multi/quake/index.html?lang=jp>
- ② **「最大震度：5強」以上の地震を対象とする**

= サンプル =

震度毎に市区町村が発報される。

地震検知日時	震央地名	マグニチュード	最大震度	発表日時
<a href="#">2023/05/01 17:56</a>	トカラ列島近海	2.4	震度1	2023/05/01 17:59
<a href="#">2023/05/01 16:59</a>	沖縄本島近海	5.4	震度2	2023/05/01 17:03
<a href="#">2023/05/01 16:09</a>	トカラ列島近海	2.7	震度2	2023/05/01 16:13
<a href="#">2023/05/01 15:35</a>	石川県能登地方	2.7	震度1	2023/05/01 15:38
<a href="#">2023/05/01 13:43</a>	沖縄本島近海	2.8	震度1	2023/05/01 13:46
<a href="#">2023/05/01 13:02</a>	沖縄本島近海	5.0	震度1	2023/05/01 13:06

都道府県	震度	市区町村名
島根県	3	吾南市
		出雲市
	2	飯南町
		川本町
		島根美郷町
		松江市
		安来市
		雲出郡
		大田市
		江津市
広島県	2	庄原市
		広島三次市
	1	福山市
		広島県区
		広島市
鳥取県	1	境港市
		真庭市
岡山県	1	倉敷市
		総社市
		瀬口市
香川県	1	観音寺市

## 2) 発報範囲 (対象)

- ① 1) の基準を元に、**震度5強以上を観測した市区町村** (に所在する宿泊施設) に対して発報をする。
- ② 震度5弱以下の市区町村については、観光産業共通プラットフォーム事務局にて状況に応じて発報可否を判断する。

※以下のようなケースで、発報対象の市区町村が増えた場合は、追加で発報する (インシデントとしては別になる)。

- ・途中で震度が変わり、発報対象となった場合
- ・地震が連続で起き、発報対象となった場合

## 1 地震 の続き

### 3) 発報タイミング（宿泊施設への発報）

① **地震発生時刻から「30分以内」**

→ 観光産業共通プラットフォーム事務局からメールにて発報を行う。

\* 土日祝・夜間は多少遅れる場合がございます。

### 4) 宿泊施設回答期限

① 宿泊施設にて、**可能な限り速やかに回答をいただく。**

### 5) 確認タイミング（未回答宿泊施設への確認）

① 回答がしばらくしない宿泊施設へは、メールもしくは電話で観光産業共通プラットフォーム事務局から確認を行う場合がある。

### 6) その他

① 『営業停止』などになっていた宿泊施設が復旧した場合は、**宿泊施設にて発報メールの回答を修正（「営業停止」→「通常営業」または「条件付き営業」）していただいたのち「営業情報通達機能」を用いて営業再開の発信をしていただく。（2023年10月末以降予定）**

② 年4回（四半期に1回）程度、インシデント発生を想定した訓練を実施する。  
訓練メール（発報）を行い、宿泊施設には訓練として回答を入れていただく。

## 2 津波

### 1) 発報基準

- ① 基準情報 : **気象庁発表「津波警報・注意報」**

<https://www.data.jma.go.jp/multi/tsunami/index.html?lang=jp>  
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/37.996/135/&elem=warn&contents=tsunami>

- ② **「大津波警報」と「津波警報」**を対象とする

=サンプル=

\* 発表単位「津波予報区」単位

種別	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の高いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表示しない)	海の中では人は強い流れに巻き込まれ、また、豪雨しかが流失し小型船が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

津波予報区	区域
オホーツク沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷沖北端以東に限る。)、及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち釧路総合振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち空知総合振興局及び渡島総合振興局(白神町南端以東に限る。)(の管内)
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち空知総合振興局(空知沖北端以東を除く。)、釧路総合振興局、石狩総合振興局及び根室総合振興局(特内沖北端以東に限る。)(の管内)
北海道日本海沿岸西部	北海道のうち後志総合振興局(特内沖北端以東を除く。)、網走総合振興局及び渡島総合振興局(白神町南端以東を除く。)(の管内)
津波警報	青森県(東津軽郡外ヶ浜町を除く)の管内
津波警報	青森県(大津軽北端以東の太平洋沿岸及び東津軽郡外ヶ浜町を除く)の管内
津波警報	青森県(大津軽北端以東の太平洋沿岸に限る。)
津波警報	岩手県
津波警報	宮城県
津波警報	福島県
津波警報	秋田県
津波警報	山形県
津波警報	茨城県
千葉県	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸に限る。)
千葉県内海	千葉県(野島崎南端以東の太平洋沿岸及び東津軽郡内海に限る。)
東京都内海	東京都(藤沢市以南の東京湾沿岸に限る。)、東京湾(特別区に限る。)、神奈川(鎌倉市以南の東京湾沿岸に限る。)
神奈川県	東京都(大田区を除く。)(安全学及び内文系学に限る。)
小笠原諸島	東京都(小笠原群島に限る。)
静岡県	静岡県(静岡市を除く。)
静岡県外海	静岡県(伊豆半島南端以東の太平洋沿岸に限る。)
伊豆・三河湾	静岡県(伊豆半島南端以東の太平洋沿岸を除く。)、三重県(伊勢市以南を除く。)
三重県内海	三重県(伊勢市以南に限る。)
新潟県上中下海	新潟県(新潟市を除く。)
新潟県	新潟県(新潟市に限る。)
富山県	富山県
石川県内海	石川県(かほく沖以東を除く。)
石川県外海	石川県(かほく沖以東に限る。)

### 2) 発報範囲(対象)

- ① 1)の基準を元に、**「大津波警報」「津波警報」が出された津波予報区に所属する市区町村**(に所在する宿泊施設)に対して発報する。

※「津波予報区」に該当する市区町村を事前に決めておく。

- ② 「津波注意報」対象の市区町村については、観光産業共通プラットフォーム事務局にて状況に応じて発報可否を判断する。

## 2 津波 の続き

### 3) 発報タイミング（宿泊施設への発報）

① **警報解除から「1時間後」**

→ 観光産業共通プラットフォーム事務局からメールにて発報を行う。

\* 土日祝・夜間は多少遅れる場合がございます。

### 4) 宿泊施設回答期限

① 宿泊施設にて、**可能な限り速やかに回答をいただく**

### 5) 確認タイミング（未回答宿泊施設への確認）

① 回答がしばらくしない宿泊施設へは、メールもしくは電話で観光産業共通プラットフォーム事務局から確認を行う場合がある。

### 6) その他

① 『営業停止』などになっていた宿泊施設が復旧した場合は、**宿泊施設にて発報メールの回答を修正（「営業停止」→「通常営業」または「条件付き営業」）していただいたのち「営業情報通達機能」を用いて営業再開の発信をしていただく。（2023年10月末以降予定）**

### 3 台風・大雨・雪害

#### 1) 発報基準

① 基準情報 : 気象庁発表「土砂災害警戒情報」

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.488/137.021/&elem=all&contents=warning>

② 以下を対象とする

- ・警戒レベル5：大雨特別警報
- ・警戒レベル4：特別警報(大雨以外)・高潮警報・土砂災害警戒情報

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨特別警報</li> <li>・氾濫発生情報</li> <li>・主キクル(危険度分布)「災害切迫」(黒)</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒情報</li> <li>・主キクル(危険度分布)「危険」(紫)</li> <li>・氾濫危険情報</li> <li>・高潮特別警報</li> <li>・高潮警報</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても主キクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報(土砂災害)※1</li> <li>・洪水警報</li> <li>・主キクル(危険度分布)「警戒」(赤)</li> <li>・氾濫警戒情報</li> <li>・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に書かれているもの※2)</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、主キクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・主キクル(危険度分布)「注意」(黄)</li> <li>・氾濫注意情報</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨注意報</li> <li>・洪水注意報</li> <li>・高潮注意報(警報に切り替える可能性に書かれていないもの※2)</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2

= サンプル =

\* 発表単位「市区町村」単位

2023年05月02日10時00分発表	警報	注意報	警	黄	赤	黒	その他	警
北海道	注							
北海道支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								
北海道紋別支庁								
北海道網走支庁								
北海道室蘭支庁								
北海道札幌支庁								
北海道旭川支庁								
北海道富良野支庁								
北海道十勝支庁								
北海道釧路支庁								
北海道十勝支庁								
北海道空知支庁								
北海道上川支庁								
北海道中川支庁								
北海道宗谷支庁								

### 3 台風・大雨・雪害 の続き

#### 2) 発報範囲（対象）

- ① 1) の基準を元に、**警戒レベル5と4の警報が出された市区町村**（に所在する宿泊施設）に対して発報する。
- ② 「警戒レベル3」の市区町村に対しては、観光産業共通プラットフォーム事務局にて状況に応じて発報可否を判断する。

#### 3) 発報タイミング（宿泊施設への発報）

##### ① 警報発令時

3-3) - ① 2023年8月22日改定

→観光産業共通プラットフォーム事務局からメールにて発報を行います。

即座に回答を要請するものではなく、警報解除がされる等状況が落ち着いてから回答をいただくための発報です。

\* 深夜早朝（21時～07時）の発報について

稼働後の運用状況を鑑み、宿泊施設様に夜間対応を強くないために以下の通り改定します。

ア 上記時間帯に、対象となる警報が気象庁から新たに発令されたが、翌朝までに解除になった場合。

⇒基本的に発報は行いません。

但し、マスコミ報道等で被害が大きかったと事務局が判断する場合は発報を行う場合があります。

イ 上記時間帯に、対象となる警報が気象庁から新たに発令され、翌朝以降も当該警報が解除されず継続している場合。

⇒09時を目途に、被害状況の登録をお願いするメールを発報します。

### 3 台風・大雨・雪害 の続き

#### 4) 宿泊施設回答期限

- ① 警報発令時の発報に対しては、回答期限を設けない。
- ② 警報解除後の発報に対しては、宿泊施設にて、**可能な限り速やかに回答をいただく**

#### 5) 確認タイミング（未回答宿泊施設への確認）

- ① 警報解除後の発報の後、回答がしばらくしない宿泊施設へは、メールもしくは電話で観光産業共通プラットフォーム事務局から確認を行う場合がある。

#### 6) その他

- ① 『営業停止』などになっていた宿泊施設が復旧した場合は、**宿泊施設にて発報メールの回答を修正（「営業停止」→「通常営業」または「条件付き営業」）していただいたのち「営業情報通達機能」を用いて営業再開の発信をしていただく。（2023年10月末以降予定）**

## 4 火山

### 1) 発報基準

- ① 基準情報 : **気象庁発表「噴火警報」**  
<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.488/137.021/&contents=volcano>
- ② 「**レベル5（避難）**」と「**レベル4（高齢者等避難）**」を  
対象とする

= サンプル =

噴火警報レベルが適用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警報レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは impending している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	レベル3 (火山活動)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は継続。火山活動の種類によって、火口内での山灰の噴出量が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。

噴火警報レベルが適用されていない火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側における 居住地域警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			居住地域警報	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 の火口周辺	火口から居住地域 近くまでの広い範囲 における警戒	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
			火口から 少し離れた所まで の火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は継続。火山活動の種類によって、火口内での山灰の噴出量が見られる(この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ)。

\* 発表単位「市区町村」単位

火山名	キーワード	対象市区町村等	発表日時
諏訪之瀬島	レベル3 (火山規制)	鹿児島県十島村(火口周辺警報：火山規制等)	2023/03/05 06:40
栲島	レベル3 (火山規制)	鹿児島県鹿児島市(火口周辺警報：火山規制等)	2022/07/27 20:00
西之島	火山危険	東京都小笠原村(火口周辺警報：火口周辺警戒)	2020/12/18 14:00
ペヨネーヌ列岩	周辺海域警戒	東京都八丈支庁(噴火警報(周辺海域)：周辺海域警戒)	2023/01/26 19:30
海徳山	周辺海域警戒	東京都小笠原村(噴火警報(周辺海域)：周辺海域警戒)	2022/08/23 20:00
噴火茂根	周辺海域警戒	東京都小笠原村(噴火警報(周辺海域)：周辺海域警戒)	2022/03/27 23:14
福徳ノ島	周辺海域警戒	東京都小笠原村(噴火警報(周辺海域)：周辺海域警戒)	2021/08/16 14:00
横間山	レベル2 (火口周辺規制)	群馬県嬬恋村(火口周辺警報：火山規制等) 長野県小諸市(火口周辺警報：火山規制等) 長野県軽井沢町(火口周辺警報：火山規制等) 長野県御代田町(火口周辺警報：火山規制等)	2023/03/23 15:30

### 2) 発報範囲（対象）

- ① 1) の基準を元に、「**レベル5（避難）**」と「**レベル4（高齢者等避難）**」が出された市区町村（に所在する宿泊施設）に対して発報する。
- ② 「レベル3」以下の市区町村に対しては、観光産業共通プラットフォーム事務局にて状況に応じて発報可否を判断する。

## 4 火山 の続き

### 3) 発報タイミング（宿泊施設への発報）

① **警報解除から「1時間後」**

→ 観光産業共通プラットフォーム事務局からメールにて発報を行う。

\* 土日祝・夜間は多少遅れる場合がございます。

### 4) 宿泊施設回答期限

① 宿泊施設にて、**可能な限り速やかに回答をいただく**

### 5) 確認タイミング（未回答宿泊施設への確認）

① 回答がしばらくしない宿泊施設へは、メールもしくは電話で観光産業共通プラットフォーム事務局から確認を行う場合がある。

### 6) その他

① 『営業停止』などになっていた宿泊施設が復旧した場合は、**宿泊施設にて発報メールの回答を修正（「営業停止」→「通常営業」または「条件付き営業」）していただいたのち「営業情報通達機能」を用いて営業再開の発信をしていただく。（2023年10月末以降予定）**

## 5 その他

**発報基準、発報範囲等は、発生したインシデント内容を基に、観光産業共通プラットフォーム事務局で協議の上、都度決定する。**